

遺族厚生年金って誰がもらえるの？

遺族厚生年金とは、一般組合員の方が在職中又は退職後に亡くなったときに、その方によって生計を維持されていたご遺族の生活を保障するために支給される年金です。死亡した方の老齢厚生年金（報酬比例部分）の4分の3相当額が支給されます。

遺族厚生年金を受給するためには、亡くなった一般組合員とご遺族のそれぞれが以下の要件を満たす必要があります。

1 支給の要件

次の(1)から(4)の要件の、**いずれかに該当**すること。

- (1) 組合員が亡くなったとき。
- (2) 組合員期間に初診日のある病気やケガで5年以内に亡くなったとき。
- (3) 1級及び2級の障害厚生年金（※1）を受給されている方が亡くなったとき。
- (4) 受給資格期間が25年以上ある老齢厚生年金（※2）の受給権者または同期間が25年以上ある方（退職した方を含む。）が亡くなったとき。

※1 障害共済年金を含む。
 ※2 退職共済年金を含む。

2 遺族の要件

次の(1)から(3)の要件の、**すべてを満たす**こと。

- (1) 亡くなった組合員の方と生計をともにされていたこと。
- (2) 恒常的な収入が年額850万円（所得の場合は655万5千円）未満（※）であること。
- (3) 下表の遺族の範囲であること。

※ おおむね5年以内に年額850万円未満の収入になることが明らかであると認められる場合も含む。

● 受給順位 1～4位のうち最も**順位の高い方**が受給できます

順位	遺族の範囲	要件等
1	妻	<ul style="list-style-type: none"> 下記の子がいる 年齢制限はありません。妻と子では妻が優先的に受給します。また、遺族基礎年金(※)が支給されます。 下記の子がいない 30歳未満の方は5年間の有期給付です。40歳以上65歳未満の方は中高年齢寡婦加算が加算されます。(596,300円/令和5年度)
	夫	<ul style="list-style-type: none"> 下記の子がいる ①死亡時に55歳未満の方は、遺族厚生年金の支給はありません。ただし、遺族基礎年金は夫に支給されます。②死亡時に55歳以上である方は、遺族厚生年金及び遺族基礎年金が支給されます。支給開始は60歳前からです。 下記の子がいない 死亡時に55歳以上である方。支給開始は60歳です。
	子	<ul style="list-style-type: none"> 子(胎児含む)は現に婚姻をしてない以下のいずれかに該当する方 ①18歳に達する日の属する年度末までにある方。 ②20歳未満であって、障害等級1級・2級に該当する障害状態にある方。
2	父母	死亡時に55歳以上である方。支給開始年齢は60歳です。
3	孫	受給要件は子と同じです。
4	祖父母	受給要件は父母と同じです。



※ 遺族に該当する方が、「配偶者であって子と生計を同じくしている方」又は「子のみ」である場合、日本年金機構から遺族基礎年金が支給されます。遺族基礎年金は子がいることが条件ですので、子が18歳の年度末になった時等は、支給終了となります。

3 遺族厚生年金の請求方法

在職中に亡くなった場合は、所属所の事務担当者が公立学校共済組合東京支部に連絡し、遺族と必要な手続きのやりとりを行います。退職後に亡くなった場合は、遺族が直接、公立学校共済組合本部（電話 03-5259-1122）へお問合せください。

遺族に該当する方が、他の公的年金（老齢、障害、遺族）を受給している場合は、原則、いずれか1つの年金を選択し、選択した年金以外は支給が停止されます。受給する年金を選択した後も、将来に向かって選択し直すことが可能です。

※短期組合員については、公立学校共済組合東京支部への年金関係手続は対象外です。

問合せ先 給付貸付課年金担当 | ☎ 03-5320-6828